

「第一事業所における検修作業直轄化に関する問題」 について、「JR東海」「サービック」に申し入れ!

J R 東海労新幹線関西地本は、サービック第一事業所において J R 東海に直轄化された検修作業に関する問題が発生しているため、J R 東海（1月11日）とサービック（1月10日）にそれぞれ申し入れを行いました。

2022年3月ダイヤ改正から、第一事業所において業務委託されていた検修作業は J R 東海に直轄化されました。

「J R 東海」「サービック」への申し入れ（要約）

1. J R 検修作業者の作業の着手が遅いため、競合作業である清掃整備作業が中断し、作業時間が僅少である作業に支障がでている。事前に当該箇所スタンバイし迅速に作業に着手すること。
2. J R 検修作業者から作業終了の報告がない時があり、清掃整備作業に着手できなく作業の時間が少なくなる。また、検修作業を実施しない時は清掃整備作業者に迅速に報告すること。
3. トイレ・洗面所等の不具合状態（使用可否の確認など）を清掃整備作業者に問い合わせをしている。清掃整備作業者は時間僅少の中で作業を行っているので対応する余裕はない。不具合箇所の状態確認は J R 検修当直が責任を持って現場で確認し判断すること。
4. テーブルストッパー、蛍光灯等の不具合について、速やかに作業に着手せず、修理するかしないかの報告もない時がある。修理しない時（使用停止等）は速やかに清掃整備作業員に報告すること。
5. 12分の清掃整備作業を行っている車両を使用して、J R（検修作業者）がテーブルストッパー交換等の訓練を実施している。作業終了ギリギリまで訓練が行われる時があり清掃整備作業に支障をきたしている。J R の検修作業の訓練は長時間停車している車両を使用して実施すること。
6. J R 検修作業員が作業終了後に側引戸から出る時がある。挟まれる可能性があり危険である。側引戸でなく所定の箇所から出ること。
7. 検修作業が J R に直轄化される以前は、現在の発生しているような問題はなかった。J R の検修作業者とサービックの清掃整備作業者との安全確保のための「コミュニケーション」が万全とは言いがたい状況である。
よって、直轄化された検修作業を再度サービックに業務委託すること。